

基安化発 0525 第1号
令和5年5月25日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

フィットテスト測定機器等購入補助金の実施に係る周知について

令和4年5月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。)において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和6年4月1日から義務付けられる。

これを受けて、改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行う定量的フィットテスト測定機器購入及び中小企業事業者が自らフィットテストを行うための定性的フィットテスト測定キット購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、フィットテスト測定機器等購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器等購入補助金」の申請を令和5年7月1日から受け付けることとしている。

本補助金については、公益社団法人全国労働衛生団体連合会を補助者として実施することとなったので、別添のリーフレットの配布、本制度のホームページへの掲載等各種機会を活用して、管内の作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関をはじめ管内の関係団体に周知するようお願いする。

また、別紙のとおり関係団体あて通知したので了知されたい。

基安化発 0525 第2号
令和5年5月25日

別記の団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

フィットテスト測定機器等購入補助金の実施に係る周知について(協力要請)

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年5月に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。)において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和6年4月1日から義務付けられます。

これを受けて、改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行う定量的フィットテスト測定機器購入及び中小企業事業者が自らフィットテストを行うための定性的フィットテスト測定キット購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、フィットテスト測定機器等購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器購入補助金」(補助事業者:公益社団法人全国労働衛生団体連合会)の申請を令和5年7月1日から受け付けます。

つきましては、中小企業等において呼吸用保護具を必要とする作業を行う際にはフィットテストが普及されますよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

【別記の団体】

公益社団法人日本作業環境測定協会

公益社団法人日本保安用品協会

中央労働災害防止協会

日本労働災害防止推進会